

令和8年4月1日施行

自転車の交通違反が、 青切符 の対象に！



「青切符(交通反則通告制度)とは？」

比較的軽微な交通違反に対し、交通反則告知書(青切符)が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。

自転車の青切符の対象となる違反行為の一例



携帯電話の使用等(保持)

反則金 12,000円



信号無視

反則金 6,000円



歩道通行

反則金 6,000円



遮断踏切立入り

反則金 7,000円



車道の右側通行(逆走)

反則金 6,000円



一時不停止

反則金 5,000円



並進

反則金 3,000円

その他の主な違反と反則金一覧

- ✓ 横断歩行者等妨害 … 6,000円
- ✓ 傘さし運転 ………… 5,000円
- ✓ 無灯火 ……………… 5,000円
- ✓ 2人乗り ……………… 3,000円

赤切符について

有罪ならば前科！

飲酒運転など、特に悪質性・危険性が高い違反行為については、これまで通り赤切符による取締りの対象で、刑事手続による処理が行われます。



確認しましょう! 自転車の正しい乗り方

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は原則車道を通行しますが、以下の場合は歩道を通行することができます。

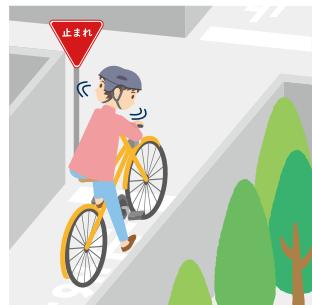
歩道を通行できる条件

- 標識がある
- 運転者が13歳未満、70歳以上
- 車道通行が著しく危険(道路工事中など)



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- 原則、対面する車両用信号機に従って通行
- 一時停止標識がある場所では、必ず止まって安全確認



3 夜間はライトを点灯

ドライバーや歩行者に、自分の存在を気付かせるため、早めにライトを点灯しましょう。



4 飲酒運転は禁止

お酒を飲んで運転することは、非常に危険です。自動車の場合と同じく飲酒をした後に自転車を運転してはいけません。



5 ヘルメットを着用

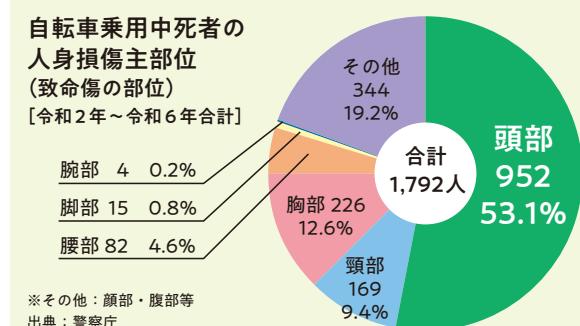
自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は、約5割が頭部に致命傷を負っています。交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることがとても重要です。大切な命を守るために、大人も子どもも自転車に乗る人はヘルメットを着用しましょう。

自転車乗用中死者の人身損傷主部位 (致命傷の部位)

[令和2年～令和6年合計]

- 腕部 4 0.2%
- 脚部 15 0.8%
- 腰部 82 4.6%

※その他：顔部・腹部等
出典：警察庁



自転車損害賠償保険に加入しましょう

東京都では、条例により自転車利用中の事故で他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険(自転車賠償責任保険)への加入が義務付けられています。右記のような保険にも、自転車損害賠償保険が付帯されている場合がありますので、加入状況を確認しましょう。

自動車保険の特約

火災保険の特約

損害保険の特約

共済

TSマーク付帯保険